

令和7年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 6月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正
5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司
5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸
8番 加藤 重利

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第30号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第34号 農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

では、会議の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから令和7年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薫委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日6月30日、月曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。

2ページを御覧ください。

主なところだけの読み上げとさせていただきます。

6月につきましては、「農地法担当者説明会」、「サポートシステム操作研修会」等、諸々開催されております。

この中で、20日金曜日に「地域計画に係る農業政策課との協議」を行っております。

今年の3月に地域計画を公告されておりますので、一応の形を作って公告をしたということになっております。委員さんたちに集まってもらい、打ち合わせが何度かあったかと思っておりますが、今後の予定といたしましては、地域計画の変更をしないと農振の除外とか農地の転用というのは、地域計画の中にうたってある農地については、できなくなっております。その際には、地域計画の変更という会議が開催されますので、その際には、その時の担当の委員さん方、大体4名ずつ当たっていたと思っておりますが、そういう方々には随時集まって、会議の中で協議をしていただく形になるということで、確認をこの日に農業政策課と行ったところでございます。

続きまして、26日に「農地買入協議」を公社と行っております。

総会関係になりますけど、20日が現地調査で、30日、今日が総会となっております。

続いて7月の行事関係になります。

2日に「情報提供事業（新聞・図書）担当者会議」があります。

「移動農業会議」が8日にあります。

こちら例年ですけど、委員さん皆さんに参加いただきまして、農業会議の4人ぐらい来られる方との会議になります。いろいろ実情を教えてあげてください。よろしく申し上げます。

9日に「農業委員等への女性の積極的な登用に関する要請活動」ということで、これも前回の委員改選の前に行われ、町長宛と議長宛に要望書の提出がされます。

続いて10日、11日に「農地実務担当者会」が開催されます。

16日が「サポートシステム操作研修会」となっております。

23日に現地調査を行い、29日が総会の予定となっております。よろしくお願いたします。

続いて、県進達経過報告をいたします。

令和7年4月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条、計画変更申請、〇〇〇〇の〇〇、〇〇等の件については、5月29日付で許可となっております。

また、併せて承認された4条申請についても、同日付で許可となっていま

す。

続いて、令和7年5月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、1番、〇〇〇〇と〇〇〇〇の建売住宅建築敷地の件、2番、〇〇〇〇と〇〇〇〇の系統用蓄電所の件、3番、〇〇〇〇と〇〇〇〇ほか2名の一般個人住宅敷地の件は、すべて6月19日付で許可となっています。報告は以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」につきましては

1番 所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 401㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

2番 所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3,265㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

3番 所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 248㎡ ほか8筆 計7,301㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

の3件で、相続による所有権移転となっております。

3番につきましては、議案第30号に関連しております。御確認ください。

6ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか1筆

貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか5筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8ページになります。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 ほか7筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

10ページになります。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

12ページになります。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか5筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

13ページになります。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

14ページになります。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか11筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか5筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

16ページになります。

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

続きまして、18ページをお開きください。

「使用貸借契約の合意解約届出書について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか4筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか4筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから20ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第30号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、21ページをお開きください。

議案第30号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年5月26日 貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 高鍋町大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 526㎡ ほか1筆

こちら、未相続農地となっております。

2番 令和7年6月18日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 高鍋町字〇〇字〇〇****番*

田 1, 010㎡ ほか3筆

申し出のそれぞれの地図について、22ページから27ページに記載してお

ります。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番	貸渡し申し出	担当委員	3番	山本 浩司	推進委員
		順番委員	1番	宮越 美秋	推進委員

2番	売渡し及び貸渡し申し出	担当委員	2番	久保田伸博	推進委員
		順番委員	8番	加藤 重利	推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、28ページをお開きください。

議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 有償

所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 300㎡ ほか7筆 計8,341㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

区域が違いますので、それぞれで説明をお願いします。

最初に、2番。

[2番]

はい、それでは説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償による所有権移転でございます。
私の担当区は下から3つ、〇〇****番*からほか2筆を説明させていただきます。

申請地は、〇〇から北西の方向に約500mぐらい行ったところの、山の裾にございました。

申請地は今、大根の収穫がされていたみたいでございます。

〇〇〇〇さんは息子さんとともに、大規模的に甘藷をメインに作付けをされておられる方でございます。

ちなみに今回この8筆出ておりますが、総額で〇〇〇〇円ということで聞いております。以上でございます。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。今の幸妻委員の説明に、付け加えることは何もありません。以上です。

[議長]

それでは、次に3番。

[3番]

はい。同じく、28ページを御覧ください。

私と久保田さんの担当区が、大字〇〇字〇〇にあります5筆となっております。

同じく渡し人が〇〇〇〇さん、受け人が〇〇〇〇さんとなっております。

資料の30ページを見ていただきますと、ちょうど〇〇の公園があるのですが、そこから北西に約200m先に赤字で2か所、書いてあります。道路を挟んで北西部と東側になります。5筆で東側が2筆、そして北西側が3筆、1枚となっております。

そしてロータリーがかけられておりました。

今回の譲渡の理由は、農業経営の廃止であり、一方、譲受人は経営規模拡大であります。

〇〇〇〇さんは先ほど説明がありましたように、甘藷や飼料稲を主に作って

おられる専業農家さんでございます。

対価は全部で8筆ありますが、面積は8, 341㎡で、合わせて〇〇〇〇円ということでございます。

今度所有権移転を行う畑は、これまでも農地として利用されておりまして、今後も同様に畑として利用するため、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えております。以上です。よろしく願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。

上野委員の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

すみません。その前に、事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、34ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。

35ページをお開きください。

議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 宅地 面積201㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

申請者、〇〇〇〇さんの住宅敷地、農地転用の追認申請です。

37ページを見てください。

申請地は、〇〇〇〇道通りで、〇〇の東側にあります。

隣地宅地が道路と接続していないことから、前所有者の父が、昭和15年頃から住宅敷地とし、進入路、花壇として利用しておりました。そのうち申請者、〇〇〇〇さんが相続した後の平成19年9月頃からは、進入路、花壇に加え、駐車場スペースとしても利用し、現在に至っております。

この度、申請地について調査したところ、農地であることが判明し、今後も進入路、花壇、駐車場スペースとして利用したいことから、違法状態を解消するため、農地法申請を行う次第です。

〇〇〇〇さんが相続し、問題があるとは認識しておらず、今後、十分に注意する旨の始末書が添付されておりました。

資金については、新たな費用はありません。

39ページを御覧ください。

周囲の隣接地は宅地であり、耕作地はありません。

雨水は、西側の側溝に放流及び地下浸透で処理します。

汚水は発生しません。

土砂流出については、ブロック塀を設置しており、土砂流出の恐れはなく、被害を与える心配はありません。以上、説明を終わります。審議をよろしくお願ひします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願ひします。

[事務局]

はい、事務局から補足いたします。

申請地は、都市計画区域で、用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

雨水、排水処理、土砂流出防止策については、坂元委員の説明のとおりです。補足は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、40ページをお開きください。

議案第33号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況地目 畑 面積 330 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番、説明いたします。

譲受人、〇〇〇〇さんと、譲渡人、〇〇〇〇さんとの、農地転用権利移転の5条申請です。

6月20日に農業委員、農地利用最適化推進委員立ち会いの元、事務局と現地調査して参りました。

資料42ページを御覧ください。

申請地は、国道10号線と〇〇の間、〇〇前を東に小道を入りました、〇〇の駐車場、北側辺りに位置します。

高鍋町大字〇〇字〇〇****番*、330 m²の、地目、現況ともに畑であります。

現在は、雑草が生えていましたが、整地されておりました。

資料43ページを御覧ください。申請地の詳細図であります。

****番*、宅地、20.66 m²と書かれた小さな部分が、〇〇〇〇さんと****番*の所有者、〇〇〇〇さんが2分の1ずつ所有する進入出道路となり、所有者同意の下、〇〇〇〇さんが舗装工事を今後行います。

資料44ページを御覧ください。

今後、申請地の土地造成は、現状程度の高さで平坦化した宅地造成、新たな盛土等を行いません。

また、申請地、北、南側、土地境界には、新たなブロック塀を新設します。

また、東、西側の隣接地境界線においては、既存のブロック塀があるため、雨水や土砂流出等の懸念はありません。

本件は、義理の父である譲渡人から申請地の贈与を受け、一般住宅1棟を新

築する計画です。

土地利用計画として129.96㎡の住宅1棟、駐車場として30.25㎡、残り169.79㎡を庭とする予定です。

今回の申請に当たり、新築建物から生活排水、汚水等は合併浄化槽にて浄化処理後に、申請地南側道路側溝へと排出します。

また、雨水は雨水枡により集積し、同じく道路側溝へと排出するほか、余剰雨水も自然流下による同側溝へと排出します。

なお、転用許可後も被害防止には十分対処しますが、被害防除に対策が必要とあらば、随時対応し、万一被害が生ずる場合には、責任を持って対処いたします。とのことです。

住宅造成費用に〇〇〇〇円、住宅新築工事費用に〇〇〇〇円、登記転用申請費用に〇〇〇〇円、その他諸費用に〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円を〇〇住宅ローンに全額借り入れる予定となっております。以上です。よろしく御審議お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、事務局から補足いたします。

申請地は、都市計画区域で、用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

雨水、汚水の処理につきまして、雨水は集水枡より集積し、南側道路側溝へ排出。

汚水は合併浄化槽で処理後、同じく南側の道路側溝へ排出となっておりますが、この南側道路は町道となっておりますので、管理している高鍋町建設管理課に問い合わせたところ、排出についての了解も得られていることを確認しております。

そのほかについては、橋口委員からの御説明のとおりです。補足は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 34 号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を
議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番から 2 番まで 2 件の案件については、関連がありますので、一括して事
務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

45 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 5 筆 計 10,625 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして 2 番、同じ農地の所在でありまして、

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

こちらで補足説明なのですが、対価の部分を見ていただきますと、同
じ農地について、対価が同額ではないのですが、こちらが促進計画の中
で、後で推進委員さんから御説明があると思うのですが、反当たり幾ら
ということで対価が決められます。

〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社、そのままそれが対価に
なります。

公社から〇〇〇〇さんに売り渡しの場合は、その対価プラス公社に払う諸経
費、こちらが条件によって 2% もしくは 2.5% になるのですが、それが
加算された額が促進計画に載ってきますので、計画書通りの金額を表記させ
ていただいておりますので、同額とはなっておりません。

〇〇〇〇さんは、諸経費が含まれています。

補足として、〇〇〇〇さんの諸経費はどうなるかというと、こちらに書いて
ある対価から諸経費 2% が引かれた形で、御本人さんに振り込むという形にな

りますので、御了承ください。

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

事務局から説明があったので、大分、説明が短縮できて嬉しいです。

譲渡人の〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社を利用しての、譲受人の〇〇〇〇さんに、特例事業としての即売りタイプを使った所有権移転になります。

申請地は、〇〇前の 10 号線を上がっていくと、簡易の信号機がございます。その右側に〇〇さんの家がございます。すぐ東側が申請地になります。

現状は、〇〇の苗が植えてありました。

代表の〇〇〇〇さんは、〇〇を生産される認定農業者でございます。

対価は 10 a 当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1 件ずつ採決することといたします。

1 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 1 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 2 番の案件については、原案のとおり承認することと決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1番から4番まで4件の案件につきましては、受け人が、坂元洋子委員の同居の親族に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、坂元洋子委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

坂元洋子委員は、退室をお願いします。

【坂元洋子委員 退室】

それでは、1番から4番まで4件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、46ページをお開きください。

この貸借権設定について、タイトルが今回46ページの承認についての括弧の後に、機構・受け手間契約という形で表記させていただいています。

開いていただいて、55ページの括弧のところに、一括契約という形のものも載せさせていただいています。通常この一括契約は、所有者さんから公社に、公社から耕作者さんにというのを、一括しているのを毎回、出している形なのですけれども、今回、耕作者変更に伴う公社から耕作者との契約の部分だけが上がってきている件数が多かったため、それをまとめて46ページから54ページまで、所有者から公社という契約はそのまま、公社から耕作者さん、ここだけ契約が変わりますというのを、最初に54ページまでで表記しております。

55ページ以降は、今までどおり所有者から公社、公社から耕作者と、一括したのをまとめて載せさせていただいています。補足説明でした。

1番に行きます。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか5筆 計7,301㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定です。

所有者と公社との契約はそのまま、公社と耕作者との契約を結び直します。〇〇さんの名義で借りていたところを、〇〇〇〇さんに変更するものです。

〇〇〇〇さんは、甘藷、人参、里芋を生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇の〇〇に向かっていく道の、高速が通っているのですが、その高速の南側の両サイドにある畑で、確認しに行ったところ、甘藷が植えてありました。

1 反あたり〇〇〇〇円で、期間は 8 年 8 か月になります。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 2 筆 7, 8 6 7 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定です。

申請地は、〇〇から〇〇に向かって 1 0 0 m ぐらい行った、南側の畑になり

ます。

現地を確認したところ、甘藷が植えてありました。

金額は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は8年8か月です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 453㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへの農地中間による貸借権設定です。

申請地は、〇〇にあります〇〇の十字路を南に行き、50mぐらい行った東側の2枚目の畑になるのですが、現地を確認したところ、甘藷が植えてありました。

借賃は反当たり〇〇〇〇円で、期間は1年8か月です。以上になります。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 000㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から、〇〇〇〇さんへ農地中間による貸借権設定です。

農地は、〇〇の東側にある畑になります。

現地を確認したところ、甘藷が植えてありました。

10 a 当たり〇〇〇〇円で、期間が9年5か月になります。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 4 番まで 4 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 4 番まで 4 件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 1 番から 4 番まで 4 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

坂元洋子委員は、席へお戻りください。

【坂元洋子委員 入室】

それでは、次の 5 番から 23 番まで 19 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 3, 732㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんが耕作していた農地を、〇〇〇〇さんに変更するものです。

県の農業振興公社から、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、〇〇から〇〇方面に400mぐらい行くと、〇〇と〇〇の町境に十字路があり、そこから更に〇〇方面に向けて350mぐらい行くと、右手に〇〇のハウスがあります。そこを左折して農道を道なりに300mぐらい奥に行くと、〇〇さんの農場があります。その前を通った右角の農地になります。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、飼料用トウモロコシが作付してありました。

期間は8年11か月で、10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 3, 379㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、先ほど説明した農地の隣になります。

現地を確認したところ、3筆とも飼料用トウモロコシが作付けしてありました。

先ほどの農地とほぼ1枚になっていました。

期間は8年11か月で、賃借料は10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。48ページになります。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 663㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇への貸借権設定です。

申請地は、この農地も先ほど説明したところになります。

現地を確認したところ、飼料用トウモロコシが作付してありました。

期間は8年11か月で、賃借料は10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 329㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇駐車場の真ん中の出入口から、西に300m
ぐらい行くと住宅街の中に入り、その左角の農地になります。

現地を確認したところ、作付けしてありませんでした。

期間は9年2か月で、賃借料は10a当たり年間〇〇〇〇円です。以上で
す。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 315㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、〇〇を左に出まして、南の方に道なりに進むと、最初の住宅が出てきます。その手前を右折して 20 m ぐらい中に入ると、左側の農地になります。

現地を確認したところ、作付けはしてありませんでした。

期間は 9 年 2 か月で、賃借料は 10 a 当たり年間 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 5 筆 10,617 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇南側出入口の交差点の右角に、****番*の農地があります。そのまま南に 170 m ほど行くと、右角に****番*の農地があります。そこから右折して 100 m ぐらい行った右手に、残りの 4 筆があります。

現地を確認したところ、飼料用トウモロコシが作付してありました。

期間は10か月で、賃借料は1反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 2,050㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの貸借権設定です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇南出入口から、南の方に300mほど行った突き当たりの農地になります。

現地を確認したところ、飼料用トウモロコシが作付けしてありました。

期間は9年2か月で、賃借料は1反当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか3筆 13,553㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間による賃貸借の設定です。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇への賃貸借の契約です。

〇〇〇〇は、飼料作物を生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇から南西に道なりに行くと、500mぐらいのところの畑です。

現地を確認したところ、トウモロコシが刈った後でした。

期間は9年5か月で、対価は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか5筆 4,583㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇へ賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇という〇〇の工場が〇〇にあります。その北側、町道を挟んで向かい側にある田んぼです。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は9年2か月で、対価は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50ページになります。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか1筆 6,029㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇へ賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇から西へ道なりに800m進むと、今は空き家になっておりますが、〇〇〇〇さんの実家があり、その西側にある畑です。

現地は、堆肥が積んでありました。

期間は8年11か月で、対価は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 1,639㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇への賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇の前の、町道の東側に面した畑です。

現地を確認したところ、トウモロコシが植えてありました。

期間は9年2か月で、対価は年間10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか7筆 4,319㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇へ賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇の前の町道を北に20mほど行くと、右に入る農道があり、進むこと10mほどの畑です。

トウモロコシが2mほど伸びていました。

期間は9年2か月で、対価は年間10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1,878㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して賃貸借の契約です。

〇〇〇〇は、飼料作物などを生産されている認定農業者ですが、問題もあるようです。

申請地は、〇〇〇〇さんの畑の中にあるので、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの畑で1枚になって、トウモロコシが2mほど伸びていました。

期間は9年2か月で、対価は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 5,164㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

農地中間の賃借権設定で、耕作者変更の案件です。

所有者と公社との契約はそのまま、公社と耕作者との契約を結び直します。

〇〇〇〇が耕作していた農地を、〇〇〇〇へ変更です。

賃貸借契約で、場所は〇〇です。

ソルゴーが植えてありました。

借賃は10a 当たり〇〇〇〇円です。

期間は8年8か月です。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

52ページをお開きください。

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 5,579㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇への、農地中間の賃借権設定で、耕作者が変更となりました。

所有者と耕作者はそのまま、公社と耕作者との契約を結び直します。

〇〇〇〇が耕作していましたが、〇〇〇〇に変更するものです。

場所は、〇〇から東に行くとT字路にあたるのですが、そちらを北へ行ったら右側に畑がありました。

畑を確認したところ、耕運されていました。

期間は反当たり〇〇〇〇円で、期間は5年9か月です。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 123㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇への、農地中間の賃借権設定で、先ほど説明した農地の南側に今回の農地はありまして、耕運されていまして。

賃借料は反当たり〇〇〇〇円で、期間が5年9か月となります。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか11筆 3, 446.05㎡

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇への、農地中間の賃借権設定です。

畑の場所は、〇〇の〇〇から〇〇の方に向かって行き、ちょうど左カーブに差し掛かる手前を左に下り 100m ぐらい行ったら、西に行った 2 枚目の畑になります。

現地を確認したところ、牧草が植えてありました。

賃借料は反当り〇〇〇〇円で、期間は 4 年 4 か月になります。以上です。

[議長]

2 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 3 ページになります。

2 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか 5 筆 19, 435 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇への、農地中間の賃借権設定です。

農地は、〇〇の〇〇から北に進み、十字路があるのですが、それを東に行った 2 枚目の畑になります。

現地を確認したところ、飼料用トウモロコシが植えてありました。

賃借料は 1 反当たり〇〇〇〇円で、期間は 1 年 8 か月です。以上です。

[議長]

2 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

23番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 3,565㎡
渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

公社から〇〇〇〇への、農地中間の賃借権設定です。

農地は、先ほどの1つ前に説明した圃場の西側にあり、飼料用のトウモロコシが植えてありました。

賃借料は1反当たり〇〇〇〇円で、期間は2年7か月になります。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、5番から23番まで19件の案件について、一括して採決することといたします。

5番から23番まで19件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、5番から23番まで19件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の24番の案件につきましては、渡し人が、橋口昌央委員本人であり、また、受け人が、橋口昌央委員が代表である法人の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央委員 退室】

それでは、24番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、55ページをお開きください。
一括契約分の承認について、になります。

24番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか5筆 1, 522.41㎡
渡し人 橋口 昌央
受け人 〇〇〇〇

〇〇、〇〇を宮越推進委員、〇〇、〇〇を山本推進委員に御説明お願いいたします。

[議長]

それでは区域が違いますので、それぞれが説明ということで、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

橋口昌央さんから〇〇〇〇の、公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借でございます。

資料の最初の、〇〇****番*と、1つ飛んで、〇〇の2筆を説明したいと思ひます。

まずは〇〇****番*は、10号線の〇〇の交差点を西に、昔、〇〇があったと思うのですが、そこを過ぎたところの左側の道沿いに申請地はございました。

現状は、管理地と言へばいいのですかね、そういった状態で作付けをされておりました。でも、管理して草とかは刈つてあり、今後に向けて何かしら、作るのではないかと期待をしております。

また、〇〇の2筆なのですけれども、そちら〇〇〇〇さんのハウスがあるの

ですけども、そちらに8連と4連があり、4連棟側が南側にあるのですが、そちらの斜め東側に申請地がございます。

こちらも同じように管理地みたいな感じになっておりまして、草もきれいに刈ってあるのですが、田んぼという形にはちょっと見えなかったかなと思っています。ここも本人が今後、頑張って水田になっていくのではないかと期待しております。

橋口昌央さんは、水稻を生産、また、養鶏を経営する認定農業者でもございます。

期間は10年で、使用貸借でございますので賃借料はございません。以上です。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

橋口委員、本人所有の農地を、法人へ使用貸借するものです。

橋口委員の説明は、宮越推進委員がおっしゃったので、省かせていただきます。

申請地の〇〇****番*は、〇〇の50mから100mほど北側の農地になります。****番*と****番*は、〇〇を東へ進んで、1つ目の交差点を右折し、左手に民家とビニールハウスがあるのですが、それを過ぎたところにございました。

この2つの農地なのですが、もう1枚になっていました。

現地を確認したところ、草が生えているような状態でした。

期間は10年で、賃料は発生しません。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央委員 入室】

それでは、次の25番から28番まで4件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 4,377㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、南に道なりに300mほど行った、道路左下に****番*の農地があります。そこから更に行くと突き当たりを左折して、200mぐらい行った右下に****番の農地があります。

〇〇〇〇さんは、甘藷、大根、人参を生産する認定農業者です。

現地を確認したところ、2か所とも甘藷が作付してありました。

期間は4年10か月で、賃借料は1反あたり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、56ページになります。

26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 4, 424㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

場所は、〇〇です。

現地を確認したところ、甘藷が植えてありました。

期間は4年10か月で、反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

27番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 1, 959㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの使用貸借契約です。

場所は、〇〇です。

現地を確認したところ、耕運されていましたが、時間が経っていたため、草が生えていました。

期間は4年10か月です。以上です。

[議長]

28番の案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

[事務局]

28番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか2筆 20,879㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇から、公社を通して〇〇〇〇への賃貸借契約です。

畑は、〇〇から〇〇に行って、〇〇の会社の向かいにありました。

現地を確認したところ、以前は荒れていたのですが、きれいになっていました。

賃借料は反当り〇〇〇〇円で、期間は10年です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

人によって所在地の説明はいろいろ癖があるので、それは問題無いのですが、所在地だけ言われても、ちょっとイメージ付きづらいので、ある程度は説明して欲しいなと思いました。

[議長]

説明するときに、大まかな拠点のところを言って、そこから北とか南とか、200m行ったところとか言うと、大体イメージがわくと思いますので、ある程度、皆さんが分かるような地名とかで説明をしてもらいたいと思います。

[3番]

はい。

[議長]

はい、どうぞ。

[3番]

この28番のところに、登記簿地目がその他とあるのですが、その他というのは何ですか。宅地とかではないですね。

[事務局]

宅地なら宅地と載りますよね。

[事務局]

登記地目が田、畑、樹園地、以外。現況が畑です。これは〇〇〇〇が持っている農地なので特殊なもので、圃場か何かの後の。

多分道路から一段低いところですがね。

[推進委員5番]

そうですね。

[事務局]

この土地の登記簿の地目は、牧場です。

[3番]

これは、現況主義でいっているのですか。

[事務局]

農地法は、現況でも登記簿でもどちらでも1つだけ農地がかかれば、農業委員会の許可が要するという扱いなので、登記簿が宅地でも、現況が畑になっていたりすると、許可がないと売買も出来ないということになります。

[3番]

はい。了解です。

[事務局]

たまに、Aとか同じのでも56ページの上の方にもAが3つあると思うのですが、これも全体のうちの一部分とか、AとかBに分けた形になります。

[3番]

これはひっくるめてということですよ。

[事務局]

いや、違います。例えば1,000㎡のうちの500㎡だけの貸し借りをしたりとか、例えば、農地に一部分だけ転用して、堆肥舎とか、農業用倉庫を作ったりしていると、内書でこういうAとかBで便宜上分けている、便宜分筆というのです。課税上でも、そういう分け方がしてあるというのが、こういうところの表記に出てきます。

[議長]

何か、そのほかに質問等はありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

25番から28番まで4件の案件について、一括して採決することといたします。

25番から28番まで4件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、25番から28番まで4件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和7年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも、御苦労さまでした。

(閉会 15時41分)